



3 文科教第 1 0 7 8 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

次期教育振興基本計画の策定について

令和 4 年 2 月 7 日

文 部 科 学 大 臣 末 松 信 介

(理由)

1. 次期教育振興基本計画に至る経緯

明治維新を経て明治5年に日本は学制を公布し、近代教育制度を始めてから、150年が経過しようとしています。この間、我が国の教育水準は、量的にも質的にも目覚ましい発展を遂げ、世界に冠たる教育制度を作り上げ、我が国の発展の原動力となりました。そして、平成18年12月に教育基本法を全面改正し、その前文において「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことをうたい、「民主的で文化的な国家」の一層の発展と、「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献という理想を実現するための教育を推進してきました。教育振興基本計画についても、改正教育基本法に基づき、第1期から第3期まで策定されてきたところです。

平成30年に閣議決定した第3期教育振興基本計画においては、教育を通じた「生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化」を教育政策の中心課題とし、人生100年時代・超スマート社会 (Society 5.0)¹の到来といった2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しました。

これに基づき、計画策定からの約4年の中で、政府においては一人一人の可能性を最大化するための新学習指導要領の着実な実施、GIGAスクール構想に基づく一人一台環境の実現や、公立小学校における35人学級の計画的整備など教職員定数の改善等の施策を実施するとともに、中央教育審議会においては「学校の働き方改革」答申²や「令和の日本型学校教育」答申³が示されています。高等教育段階においても「グランドデザイン」答申⁴が示され、「学修者本位」を前提とした制度改正や、学びの幅を広げるため、文理を問わずに専門知識を学ぶことができる方策の展開が提言されています。教師に関しても、教師の魅力の一層の向上を図る必要性の観点から、昨年3月に、中央教育審議会へ教師の養成・採用・研修等の在り方について諮問されました⁵。また、経済的な理由によって「学び」が止まる

1 科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月閣議決定）では、Society 5.0について、「第5期基本計画等において「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として提唱されたもの」とされている。

2 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月中央教育審議会）

3 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月中央教育審議会）

4 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月中央教育審議会）

5 「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）」（令和3年3月）では、「「令和の日本型学校教育」を担う高い資質能力を備えた教師を確保していくために

ことのないよう幼児教育・保育の無償化、私立高等学校授業料の実質無償化、高等教育の修学支援新制度の実施等の具体的な施策を進めています。さらに、学校施設の耐震化や老朽化対策など安全・安心な教育環境整備を着実に推進しています。そして、持続可能な開発のための教育（ESD）の実践が持続可能な開発目標（SDGs）の達成につながることを内容とする「第2期ESD国内実施計画」⁶が策定されました。

2. 歴史の転換点において次期の教育振興基本計画に求められること

改正教育基本法を踏まえた第1期から第3期までの教育振興基本計画に基づき、確実に教育改革が進められてきており、これらの施策は引き続き着実に実施する必要がありますが、一方で、今、学校で学ぶ子供たちが社会の中心になって活躍する2040年以降の社会は、これまでの日本社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ることが想定され、教育振興基本計画も、そのような歴史の転換点に立っているとの認識を前提として策定する必要があります。

人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション⁷、グローバル化や多極化、そして地球環境問題などがこれまで以上に進行することが予測されるとともに、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代と称される⁸ように、そもそも、先行きが不透明で、将来の予測が困難な未来を迎えようとしています。したがって、予測される世界を想定し、そこから逆算して対応策を考えるだけでなく、失敗への批判ではなく挑戦を応援する中で私たちが望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代となっているとも言えます。

私たちが目指す超スマート社会（Society 5.0）は、一人一人の人間が中心となる社会であり、こういった社会において求められる力として、経済協力開発機構（OECD）では2030年を見据えて、子供たちが自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力を発揮しながら、新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動を取る力という「変革を起こすコンピテンシー⁹」を身に付けていくことを提言し

は、教師の養成・採用・研修等の在り方についても、（略）必要な変革を行うことで、教師の魅力の一層の向上を図っていくが必要になっている」とされている。

6 「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）」（令和3年5月持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議決定）

7 「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）Ver. 1.0」（平成30年12月経済産業省）では、「激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」とされている。

8 Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguityの頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。

9 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」では、「「コンピテンシー（能力）」とは、単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特

ています。そして、累次の中央教育審議会答申等においても、社会の変化に対応するために獲得すべき能力として、知識・技能や、それらを踏まえた思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性、それらを総合して新たな価値を創造していく力などが示されています。

超スマート社会（Society 5.0）においては、労働市場の構造や職業そのものが抜本的に変わることが予測される中、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなる必要があります。また、絶えず変化する予測困難な社会において増大する人材移動を支えるために、社会人の学び直し（リカレント教育）の必要性は、かつてなく高まっています。

また、このような時代においては、家庭における困難状況や多様な文化的・言語的背景の相違、障害の有無、年齢などにかかわらず、全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。これは2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会のレガシーと軌を一にするものです。そして、学校や地域社会の一員として参画し、自らの個性を生かして幸せに生活でき、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出されることができるようにするためには、他者への共感や寛容性、更には多様性を尊重する態度、人間関係を築く力、異なる考えの人々と議論を重ねながら問題を解決していく力などを育成する機会を提供していくことが必要となります。

3. 新型コロナウイルス感染症を契機として次期計画において検討すべき観点

新型コロナウイルス感染症は、私たちに多くの困難をもたらすと同時に、超スマート社会（Society 5.0）を目指す上での大きな転換点ともなりました。学校に通うことができず、共に学ぶ仲間と集うことができない事態は、幼児教育から高等教育まで含めて、また、日本国内にとどまらず、世界共通のこととして、未曾有の危機を学びにもたらししました。そのような中で、デジタル機器を用いたオンライン教育や、AI等を活用した学習教材などが人々の学びを支えたことは、デジタルがもたらす学びにおける可能性を示す機会となりました。また、オンラインであれば空間の制約を越えて、世界のどこでもつながることができることは、高等教育を中心に、国際社会における、学びの在り方にも変容をもたらしつつあります。

定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力。」とされている。

一方で、新型コロナウイルス感染症により学校に通えないという事態が、学校の持つ福祉的機能や、教師と学習者が学校に集い共に関わりながら学び成長することの価値、教師の存在意義、さらには異なる社会や人と現地で直接交流する留学や、学校内外におけるボランティア等の社会体験活動や自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動、異文化交流や地域の行事への参加など、オンラインでは経験し得ないリアルな体験の持つ価値を再認識する契機ともなりました。

現在の教育制度は、近代的な社会・国家が形成されていく中で、既存の制度を変容させながら、当該社会状況や当時の技術水準、求められる資質能力を踏まえて形成されてきたものですが、全ての概念や定義、制度が過去から将来にわたり全て同じであるということはありません。日本社会が大きな転換点を迎える今、デジタルトランスフォーメーションやグローバル化といった技術水準や社会状況の変化と教育・学習を通じて身につける能力の在り方を踏まえ、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況にあると言えます。このような状況を背景として、オンラインの活用など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せという観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが今必要となっています。

その際、今後の方針や目指すべき方向性の議論に当たっては、単なる理念の検討にとどまらず、2040年以降の社会を念頭に、当該方針や方向性を確実に実効性あるものにするための制度の改善や政策に必要な人的・物的資源の確保と再配分といった具体的な手段を念頭に置いた上で、次期計画期間内において結論を得て実行に移されるように議論を進める必要があります。

また、何よりも、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング¹⁰が実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要があります。これは幼児教育から高等教育まで一貫して追求しなければならない目標です。

10 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月教育再生実行会議）では、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、こうした課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。」とされている。

4. 次期教育振興基本計画について、御審議を依頼する事項

以上のことを踏まえ、次期教育振興基本計画の在り方について、2040年以降の社会を見据えた教育政策に関し、次の事項を中心に御審議をお願いします。

具体的には、以下の事項について御検討いただき、総合的かつ体系的にお示しいただきますようお願いいたします。

- 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、急速な技術革新、人口減少・高齢化の進展などの国内状況の変化、グローバル化やSDGs達成に向けた世界的な取組の進展といった国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について
特に、超スマート社会（Society 5.0）を念頭に置き、ウェルビーイングの観点も踏まえ、新型コロナウイルス感染症を契機としたオンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について
- 上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階（幼児教育から高等教育、そして社会教育）における、今後5年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について
- 学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて
- 第3期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について

なお、上記について御審議いただく際には、他の政策分野や既に進められている中央教育審議会における御審議との関連にも留意して、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ですが、このほかにも、次期教育振興基本計画の在り方を中心に、必要な事項について御検討をお願いします。

次期教育振興基本計画（令和5(2023)年度～令和9(2027)年度） 諮問の概要

○教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

社会の変化（2040年以降の社会）

- ・人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化、地球環境問題など
- ・変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代であり、先行き不透明で将来の予測が困難な未来

望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代

超スマート社会（Society 5.0）

一人一人の人間が中心となる社会
労働市場の構造や職業そのものの抜本的な変化

ウェルビーイング

一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の
幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）

- ・「変革を起こすコンピテンシー」、新たな価値を創造していく力
- ・幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなること
- ・絶えず変化する予測困難な社会における人材移動を支える社会人の学び直し（リカレント教育）
- ・全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進

○「令和の日本型学校教育」答申：「個別最適な学び」と「協働的な学び」

- ・一人一台環境の実現や公立小学校における35人学級の計画的整備など教職員定数の改善 等

○「グランドデザイン」答申

- ・「学修者本位」を前提とした制度改正の提言 等

○新型コロナウイルス感染症を契機として

- ・デジタルがもたらす学びにおける可能性の提示、学びの在り方の変容
- ・学校の持つ福祉的機能や教師の存在意義、リアルな体験の持つ価値の再認識

○超スマート社会（Society 5.0）に対応し、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況。「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが必要。

○共生社会を実現していく上で、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていく必要。

諮問事項

- ① 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、国内状況の変化、国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について。特に、オンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について
- ② 上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階における、今後5年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について
- ③ 学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて
- ④ 第3期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について

これまでの教育振興基本計画

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）を策定、平成25年6月に第2期計画（平成25年度～平成29年度）を策定。
- 現在は第3期計画（平成30年度～令和4年度）の期間中。

第1期計画

対象期間	平成20（2008）年度～平成24（2012）年度
基本的方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿
教育の目指すべき方向性	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する
成果目標・指標	なし

第2期計画

対象期間	平成25（2013）年度～平成29（2017）年度
基本的方針	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築
教育の目指すべき方向性	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成
成果目標・指標	あり

第3期計画

対象期間	平成30（2018）年度～令和4（2022）年度
基本的方針	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
教育の目指すべき方向性	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する
成果目標・指標	あり